

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 久 米 正 一 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名 印
(貸渡し先(リースの場合))

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)により取得する補助対象車両に係る財産処分(抵当権の設定)について

標記について、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第5条第2項及び第8条十三号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発表第080515002号大臣官房会計課長通知)第2の1に準じて、様式第1の3(その2)のと通りの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
Eメールアドレス @	

様式第1の3(その2)

1 処分の種類 抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
車種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A)(注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)
令和 2年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定年月日
※該当するものに○を付す。 ・補助財産を取得する資金確保のため。 ・補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。					

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。